

航海情報記録装置（VDR）の性能試験事業所

Firms Engaged in Performance Tests
of
Voyage Data Recorders

審査の案内
Guidance of Surveillance

ClassNK

(財) 日本海事協会

Material and Equipment Department

材料艙装部

(December 2003)

(平成 15 年 12 月)

航海情報記録装置（VDR）の性能試験事業所

1. VDRの性能試験事業所の承認について
2. 承認証書の取得及び承認の維持・更新
 2. 1 申込み
 2. 2 承認審査
 2. 2. 1 書類調査
 2. 2. 2 現地調査
 2. 3 証書の発行
 2. 4 承認の維持及び更新
 2. 4. 1 定期審査
 2. 4. 2 更新審査
 2. 4. 3 臨時審査
3. 費用
4. 問合せ先

事業所承認規則（抜 粋）

- 1 編 総 則
 - 1 章 通 則
 - 2 章 審 査
 - 3 章 承 認
 - 4 章 雑 則
- 2 編 [略]
- 3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件
 - 1 章 通 則
 - 2 章 [略]
 - 3 章 [略]
 - 4 章 [略]
 - 5 章 航海情報記録装置の性能試験事業所

航海情報記録装置の性能試験事業所 審査申込書

航海情報記録装置(VDR)の性能試験事業所

1. VDRの性能試験事業所の承認について

‘74 SOLASの2000年改正第V章20規則により一定の船舶に航海情報記録装置(VDR)の搭載が義務付けられました。このVDRには、同章第18.8規則の規定により、承認された試験所若しくはサービス機関が行なう年次性能試験が求められます。また、該当船舶は、承認された試験所が発行する適合証明書の写しを備えることが要求されます。

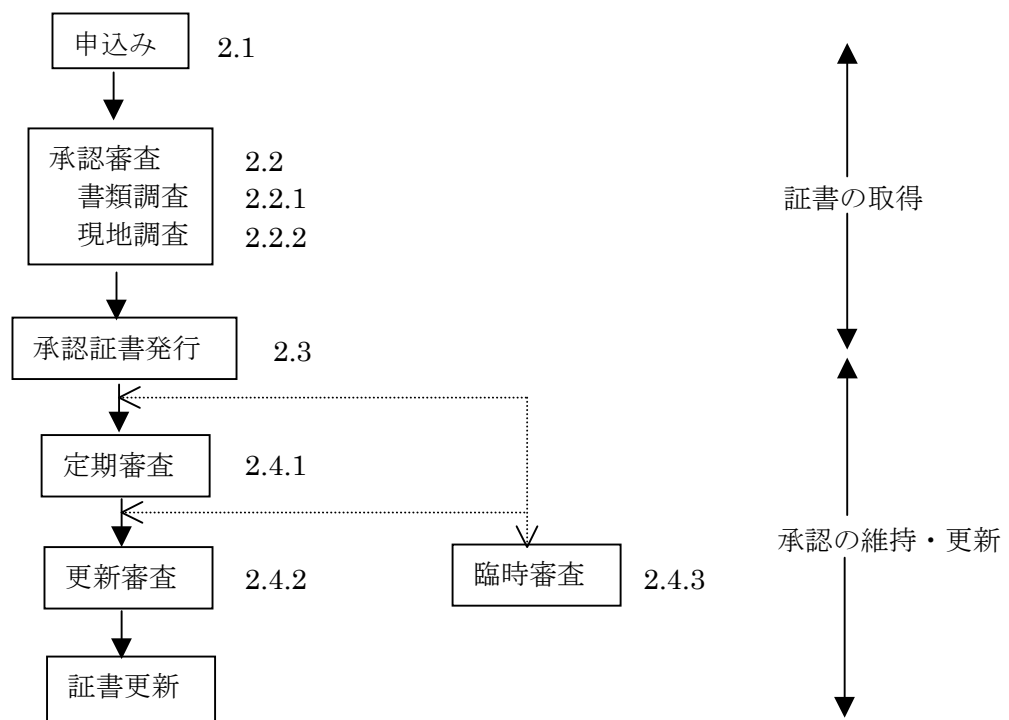
本会では、「事業所承認規則」(以下、「規則」という)に基づき、航海情報記録装置(VDR)の性能試験を行う事業所の承認を行い、承認証書を発行します。

本会は、本会の承認を受けた性能試験事業所が所定の手順により行う性能試験及び所定の手続きにより発行する証明書を、SOLAS第V章18.8規則に規定する年次性能試験及び適合証明書と認めます。

当該事業所の承認制度は、平成16年1月に開始します。

2. 承認証書の取得及び承認の維持・更新

VDRの性能試験事業所の承認証書の取得及び承認の維持等は、下記により行います。詳しくは、添付の「事業所承認規則(抜粋)」をご参照下さい。



2. 1 申込み

承認を希望する事業所は、次の書類を最寄の本会支部又は事務所に提出してください。

- 1) 申込書 (Form AM-VT) 一部
- 2) 資料 三部
 - ① 事業所の概要 (所在地、沿革、機構図など)
 - ② VDR性能試験業務の概要 (性能試験が可能なVDRの製造者名及び型式名、業務の提供

- 地域)
- ③ 品質マニュアル及びその補足資料又は手順書（作業の準備・実施・記録・報告、教育・訓練、性能試験に使用する装置の管理等について記載されているもの）
 - ④ 性能試験に使用するチェックリスト及び整備記録証明書（適合証明書）の書式
 - ⑤ 技術者及び監督者のリスト（氏名、資格、業務経歴及び研修記録が記載されているもの）
-
- ⑥ VDR の性能試験に使用する装置のリスト
 - ⑦ 他の機関又は船級協会により承認されている場合は、当該機関又は船級協会の発行した承認証書の写し
 - ⑧ その他本会が必要と認める資料

2. 2 承認審査

承認のための審査は、書類調査と現地調査からなります。

2. 2. 1 書類調査

提出された資料を調査し、品質システム、技術者・監督者の資格・業務経歴、VDR の性能試験に使用する装置等が、規則の関連規定に適合していることを確認します。

2. 2. 2 現地調査

書類調査の終了した提出書類に基づいて、業務の提供場所において、次の事項を確認します。

- － 品質システム等が適切に運用されていること
- － 模擬試験により VDR の性能試験が良好に行われること

2. 3 証書の発行

書類調査及び現地調査の結果、事業所が規則に適合していると認めた場合には、事業所を承認し、承認証書を発行します。承認証書の有効期間は承認の日から 5 年間です。

2. 4 承認の維持及び更新

承認取得後、承認を維持及び更新するために次の審査を受けていただく必要があります。

2. 4. 1 定期審査

承認条件が維持されていることを確認するために、承認日又は更新日から 2 年を経過し 3 年を超えない時期に定期審査を受けてください。

定期審査を受ける場合、次の書類を最寄の弊社支部又は事務所に提出してください。

- 1) 申込書 (Form AM-VT) 一部
- 2) 資料 (承認時の承認条件に変更がある場合) 三部
- 3) その他本会が必要と認める資料 三部

定期審査を受けない場合には、承認が取消されることがあります。

2. 4. 2 更新審査

既に承認を受けている事業者が、承認証書の有効期間後も引続き承認の継続を希望する場合、承認証書の有効期間の満了日の前までに更新審査を受けてください。

更新審査は、承認審査の内容に準じて行います。ただし、本会が差支えないと認めた場合には、審査の内容を軽減することがあります。

2. 4. 3 臨時審査

定期審査及び更新審査以外の時期に承認条件に変更がある場合には、臨時審査を受けてください。

- 1) 申込書 (Form AM-VT) 一部
- 2) 変更に係わる資料 三部

3) その他本会が必要と認める資料

三部

3. 費用

本制度に係わる承認及び承認の維持については別に定める手数料及び旅費を申し受けます。

4. 問合せ先

VDR 性能試験事業所の承認に関してご不明な点は、下記の部署にお問合せください。

〒102-8567

東京都千代田区紀尾井町4番7号

財団法人 日本海事協会

材料艀装部

TEL : 03-5226-2020

FAX : 03-5226-2057

E-mail : eqd@classnk.or.jp

事業所承認規則（抜粋）

1 編 総 則

1 章 通 則

1.1 一 般

- －1. この規則は本会の船級登録を受ける船舶又は受けた船舶並びにこれらに搭載される機器及び材料等（以下、「製品」という。）の製造事業所又はこれらの製品に対するサービス（修理，整備，検査，検査のための計測等）の提供事業所以下（「事業所」という。）の審査及び承認を行う場合に適用する。
- －2. この規則による審査及び承認は，次の能力を有することを確認するために行う。
 - （1）製品の製造事業所が，その製品に対し，本会鋼船規則等により要求される品質を確保する能力
 - （2）サービスの提供事業所が，そのサービスに対し，製品が本会鋼船規則等により要求される品質を確保していることを適切に評価する能力
- －3. この規則による審査及び承認は，特定の製品又はサービスを対象として事業所に対して行う。
- －4. 審査及び承認は，事業者からの申込により行う。

1.2 用 語

- －1. 「品質システム」とは，製品又はサービスに対し，事業所が有する組織の構造，責任体制，手順，工程及び要員等が有機的に結合し，管理された体系をいう。
- －2. 「品質マニュアル」とは，品質システムを実施及び維持するための手順を文書化したものをいう。
- －3. 「事業者」とは，事業所の品質システムに関係する最高責任者をいう。

2 章 審 査

2.1 一 般

- －1. この規則により事業所の承認を受ける又は承認を維持する場合には，本章の規定に従い本会の審査を受けなければならない。
- －2. 事業所の審査においては，品質システム，製造又はサービス提供のための技術及び設備，技術者等について調査し，必要な場合は承認試験又は模擬試験の結果と合せ，総合的な評価を行う。

2.2 審査の種類

審査の種類は，承認審査，定期審査，更新審査及び臨時審査とする。

2.3 承認審査

承認審査では，本会は，次に規定する書類調査及び現地調査の結果に基づき，事業所の審査を行う。

1. 書類調査

- （1）本規則による承認を受けることを希望する製品の製造事業所は，書類調査のため，次に掲げる資料各3部を本会に提出しなければならない。
 - （a）承認の対象となる事業所の概要（所在地，沿革，資本金，機構図，従業員数，主要製品名

- 及び標準生産量等)
- (b) 製造設備(製品に係わる主要製造設備及び検査設備一覧, 作業場及び材料・部品保管施設概要, 外注工事及び外注品の一覧等)
 - (c) 承認の対象となる製品の概要(対象製品名及び範囲)
 - (d) 品質マニュアル及びその補足資料
 - (e) 対象製品の品質計画書
 - (f) その他本会が必要と認める資料
- (2) 本規則による承認を受けることを希望するサービスの提供事業所は, 書類調査のため, 次に掲げる資料各3部を本会に提出しなければならない。
- (a) 承認の対象となる事業所の概要(所在地沿革, 資本金, 機構図, 従業員数, 主要サービス及びその実績等)
 - (b) サービス提供に必要な設備(測定機器, 作業場及び材料・部品保管施設概要, 外注工事及び外注品の一覧表等)
 - (c) 承認の対象となるサービスの概要及びその範囲又は提供地域
 - (d) 品質マニュアル及びその補足資料又は手順書(作業手順, 作業の検証記録及び報告, 教育・訓練, 計測機器の管理等について記載されているもの)
 - (e) 承認の対象となるサービスに従事する技術者のリスト(氏名, 資格, 経歴等が記載されているもの)及び技術者の教育プログラム
 - (f) 承認の対象となるサービスを提供する際に使用するチェックリスト及び本会への報告書式
 - (g) その他の適当な機関又は船級協会により承認されている場合は, 当該機関又は船級協会の発行した承認証書の写し
 - (h) その他本会が必要と認める資料
- (3) 書類調査では, (1)又は(2)の規定により提出された資料を調査し, その品質システム等が本規則に適合していることを確認する。

2. 現地調査

- (1) 現地調査では, 前1.に規定する書類調査によって調査された費用に基づき, 事業所の品質システム等が適切であることを確認する。
- (2) 2編4章の適用を受ける事業所にあつては, 承認の対象となる製品についての承認試験を実施し, 良好な試験結果であることを確認する
- (3) 3編の適用を受ける事業所にあつては, 承認の対象となるサービスについての模擬試験を実施し, 良好な試験結果であることを確認する。

2.4 定期審査

- 1. 事業所の承認又は更新を受けた事業者は, 定期審査を受けなければならない。
- 2. 定期審査では, 本会は, 事業所の品質システム等が適切に維持されていることを確認する。
- 3. 定期審査の時期は, 次による。
 - (1) 製品の製造事業所にあつては, 3.2に規定する承認証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日の前3ヶ月以内に行う。
 - (2) サービスの提供事業所にあつては, 承認日又は更新日から2年を経過し3年を超えない時期に行う。

2.5 更新審査

- 1. 事業所の承認を受けた事業者が, 3.3に規定する承認証書の有効期間の満了する日までに, 承認の更新を希望する場合には, 更新審査を受けなければならない。

- ー2. 更新審査では、本会は2.3に規定する承認審査に準じて審査を行う。ただし、本会が差し支えないと認めた場合には審査の内容を軽減することがある。

2.6 臨時審査

- ー1. 事業者は、定期審査及び更新審査以外の時期に承認内容の変更等をする場合、必要に応じて臨時審査を受けなければならない。
- ー2. 臨時審査では、必要な事項について本会が満足する状態にあることを確認する。

2.7 審査の準備その他

- ー1. 2.3から2.6の規定に従い本会による審査を受ける場合、事業者は審査のために必要な準備を行わなければならない。また、このとき、製品の製造事業所にあつては2編2.2.1-2.にいう品質管理責任者が、サービスの提供事業所にあつては品質システムに精通した者が、審査に立会しなければならない。
- ー2. 審査に際して必要な準備がされていない場合又はー1.にいう立会人がいない場合は本会は審査を停止することがある。
- ー3. 審査の結果、改善が必要と認められた場合、本会はその旨事業者に通知する。この通知を受けた事業者は、是正処置を行った後、本会の確認を受けなければならない。

3章 承認

3.1 承認証書の発行及び公表

- ー1. 本会は、承認審査又は更新審査の結果、事業所の品質システム等がこの規則に適合していると認めた場合には、事業所を承認し承認証書を事業者に発行する。
- ー2. 本会は、承認事業所の一覧表を公表する。

3.2 審査記録の発行

本会は、事業所の品質システム等についての改善要求事項等について記載した審査記録を事業者に発行する。

3.3 承認証書の有効期間

承認証書の有効期間は、承認日又は更新日から5年とする。ただし、更新審査が承認証書の有効期間の満了日の前3ヶ月以内に実施された場合は、承認証書の有効期間の満了日から5年とする。

3.4 承認の取消し

承認を受けている事業所が、次の(1)から(5)のいずれかに該当した場合には、本会は承認を取消すことがある。承認を取消した場合には、本会は事業者にその旨通知する。

- (1) 製品の品質又は提供するサービスの実施状況及びその結果に疑義がある場合
- (2) 本会により改善が要求されたにもかかわらず、本会の指定期日を過ぎても適切に是正処置が実施されない場合
- (3) 技術基準の改正により、承認した内容では技術基準に適合しなくなったとき
- (4) 2.4及び2.6の規定に定める審査を受けない場合
- (5) 事業者から、この規則の適用を取りやめる旨申し出があつた場合

4章 雑則

4.1 手数料

この規則の適用を受けたとき、本会は別に定めるところにより手数料及び旅費を申し受ける。

4.2 賠償の責任

検査試験のために持込んだ物品の減失又は毀損等に対する本会の賠償の責については、別に定ある「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」に準拠する。

2編 [省略]

3編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

1章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用

- －1. 本編の規定は、次に掲げる事業所に対して適用する。
 - (1) 板厚計測事業所
 - (2) 水中検査事業所
 - (3) 無線検査事業所
 - (4) 航海情報記録装置の性能試験事業所
 - (5) 前(1)から(4)以外の事業所
- －2. 前－1. (1)から(4)に掲げる事業所は、1編の規定によるほか、本3編の該当規定にも適合しなければならない。
- －3. 前－1. (5)に掲げる事業所は、1編の規定によるほか、本会の適当と認める規定に適合しなければならない。

1.1.2 同等効力

本編の規定により離い場合であっても、本会が本編の規定に適合するものと同等であると認める場合には、これを本編に適合するものとみなす。

1.1.3 用語

- －1. 「内部品質監査」とは、確立された品質システムが効果的に、かつ、計画通りに実施されていることを確認するため、及び、その目的達成のための適切性を判定するために事業者が行う体系的かつ独立的な調査をいう。
- －2. 「本会規則」とは、鋼船規則等の本会技術規則をいう。

1.2 品質システム

1.2.1 一般

提供するサービスに要求される品質を確保するために、事業者は1.2.2から1.2.8の規定に適合する品質システムを確立し、維持しなければならない。

1.2.2 教育・訓練

- －1. 提供するサービスの品質に影響する活動に従事するすべての人々に対して、事業者は適切な教育・訓練を行わなければならない。
- －2. 前－1. に規定する教育・訓練を実施するために、事業者は文書化した手順書を作成し、維持しなければならない。
- －3. 事業者は、提供するサービスに従事する技術者及び監督者のリスト（氏名、資格、経歴等が記載されているもの）を作成し、維持しなければならない。

1.2.3 検査試験設備等

- －1. 事業所には、提供するサービスに要求される品質を確保するために必要な検査試験設備等が確保されなければならない。

- ー2. 前ー1.に規定する設備を適切に管理し、較正し、維持するために、事業者は文書化した手順書を作成し、維持しなければならない。

1.2.4 作業手順書

事業者は、提供するサービスについての文書化した作業手順書を作成し、維持しなければならない。

1.2.5 外注管理

- ー1. 提供するサービスの一部を外注により確保する場合は、事業者は、外注先が要求される品質を提供できることを確認するために、外注先の品質管理を十分に調査し、評価しなければならない。
- ー2. 外注先への発注文書には必要な事項がすべて含まなければならない。
- ー3. 前ー1.に規定する外注管理及びー2.に規定する発注を実施するために、事業者は文書化した手順書を作成し、維持しなければならない。

1.2.6 検証の手段

- ー1. 事業者は提供するサービスの品質の検証を行わなければならない。
- ー2. 事業者は定期的に内部品質監査を行わなければならない。また、監査結果については、次の(1)から(3)に掲げる事項につき、確実なものとしなければならない。
 - (1) 監査結果は、事業者及び監査された部署に報告されなければならない。
 - (2) 監査結果に基づき、必要に応じて事業者はその品質システムの見直しを行わなければならない。
 - (3) 監査結果及び見直しの記録は全て保管されなければならない。
- ー3. 前ー1.に規定する検証及びー2.に規定する内部品質監査を実施するために、事業者は、文書化した手順書を作成し維持しなければならない。

1.2.7 本会への報告

提供するサービスの結果を本会に報告するために、事業者は、文書化した手順書を作成し、維持しなければならない。

2章～4章〔省略〕

5章 航海情報記録装置の性能試験事業所

5.1 品質システム

5.1.1 作業手順書

前1.2.4に定める作業手順書には、少なくとも次の事項についての記載がなければならない。

- (1) 航海情報記録装置の性能試験の準備
- (2) 航海情報記録装置の性能試験の実施
- (3) 航海情報記録装置の性能試験結果の本会検査員への報告及び本会検査員による検証
- (4) 整備記録証明書の発行

5.2 技術者及び監督者

5.2.1 教育・訓練

- ー1. 航海情報記録装置の性能試験を実施する技術者及びその監督者は、次の(1)から(3)の事項に関し、十分な知識を有する者でなければならない。
 - (1) 航海情報記録装置に関する本会規則の要件及び本会が適宜定める検査に関する指示
 - (2) 最新のSOLAS条約(*International Convention for the Safety of Life at Sea*)、性能基準に関するIMO総会決議(*Assembly Resolution of the International Maritime Organization*)及びIEC規格(*International Electrotechnical Commission*)

- (3) 性能試験を実施する航海情報記録装置に関する次の図書及び資料
 - (a) 航海情報記録装置の装備手引書
 - (b) 運用及び保守手引書
 - (c) 検索機関が使用するための情報
- －2. 1. 2. 2に定める教育・訓練手順書には、次の手順を含めなければならない。
 - (1) 前－1. に掲げる事項についての知識を修得するための手順
 - (2) 継続的に行われる社内教育に関する手順

5. 2. 2 資格等

- －1. 原則として、それぞれ1名以上の技術者及び監督者が配属されていなければならない。
- －2. 航海情報記録装置の性能試験を実施する技術者は、能力・経験等に関し、次の(1)及び(2)に掲げる要件に適合しなければならない。
 - (1) 航海情報記録装置の製造者が認定した性能試験の実施に関する資格を有していること。
 - (2) 航海情報記録装置の技術者として1年以上従事し、かつ、1回以上性能試験を実施した経験を有していること。
- －3. 航海情報記録装置の性能試験の監督者は、能力・経験等に関し、次の(1)及び(2)に掲げる要件に適合しなければならない。
 - (1) 航海情報記録装置の製造者が認定した性能試験の実施に関する資格を有していること。
 - (2) 航海情報記録装置の技術者として2年以上従事した経験を有していること。
- －4. 前－1. から－3. にかかわらず、本会は、これらと同等の能力及び経験を有する者と認める場合には、航海情報記録装置の性能試験を実施する技術者又はその監督者として認めることがある。

5. 3 航海情報記録装置の性能試験に使用する装置

5. 3. 1 航海情報記録装置の性能試験に使用する装置

航海情報記録装置の性能試験に使用する装置として、事業者は次の(1)から(3)に掲げる装置を所有しなければならない。

- (1) 周波数、電圧、電流及び抵抗計測機器
- (2) 記録情報再生装置、スピーカ、プリンタ及び記憶装置
- (3) 記録情報の再生ソフトウェア

5. 4 模擬試験

5. 4. 1 模擬試験

本会検査員立会のもとで、実船において航海情報記録装置の性能試験の模擬試験を行い、提出資料に記載された性能試験を実施する適正な能力を有することが確認されなければならない。

航海情報記録装置の性能試験事業所 審査申込書
承認審査*1 臨時審査*2 定期審査*3 更新審査*4 取下げ*5

(財) 日本海事協会 御中

事業者名 (申込者) : _____
 申込文書番号 : _____
 申込日 : _____
 連絡担当者 : _____
 連絡先 : TEL : _____ FAX : _____
 E-mail : _____

下記事業所につき、「事業所承認規則」に基づき、
 承認審査を関連資料を添えて申し込みます*1。
 承認審査内容変更に伴う臨時審査を関連資料を添えて申し込みます*2。
 変更概要*2 : _____
 定期審査を申し込みます*3。
 更新審査を申し込みます*4。
 承認取下げを承認証書を添えて申し込みます*5。
 取下げ理由*5 : _____

1. 対象事業所名 (和) : _____
 (英) : _____
2. 住所 (和) : _____
 (英) : _____
3. サービス名 (和) : VDR の性能試験
 (英) : Performance Tests of VDRs
4. 承認番号*2/*3/*4/*5 : _____VT_____
5. 現地調査希望日*1/*2/*3/*4 : _____

6. 提出資料*1/*2/*3/*4 (臨時審査、定期審査及び更新審査にあつては該当する資料のみ提出する。) :
 - a) 事業所の概要(所在地、沿革、資本金、機構図、従業員数、主要サービス等)
 - b) 業務の概要(性能試験が実施可能な VDR の製造者名及び型式名、VDR の性能試験の実績等)
 - c) VDR の性能試験に従事する技術者及び監督者のリスト (氏名、資格、経歴等が記載されているもの) 及びその所在都市名
 - d) VDR の性能試験に必要な装置のリスト
 - e) 品質マニュアル及びその補足資料、又は手順書 (作業手順、検査の記録及び報告、教育・訓練プログラム及び計測機器の管理について記載されたもの)
 - f) 技術者及び監督者の教育・訓練の記録
 - g) VDR の性能試験に使用するチェックリスト及び本会への報告書書式
 - h) 他の船級協会の発行した承認証書の写し(承認されている場合)
 - i) その他本会が必要と認める資料

7. 備考 :